

ネットとうほく 2022 (検) 第 7 号-5
2025 年 (令和 7 年) 11 月 26 日

〒550-0005

大阪市西区西本町 1-2-1 AXIS本町ビル 801

一般社団法人日本火災調査機構

代表理事 南部仁哉 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライトシティ柏木 703 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL: <https://www.shiminnet-tohoku.com>

Mail: shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp



ご 連 絡 (3)

消費者市民ネットとうほく (以下、「当団体」といいます) の 2023 年 (令和 5 年) 5 月 30 日付「申入書 (2)」に対し、貴社代理人 (弁護士山内憲之氏) より同年 10 月 23 日付書面により「利用規約 8 条の解約金については中途キャンセルに際し実際に生じる損害額を検証し・再検討する」等の回答 (添付) を頂きました。しかし、その後再検討の結果についてご回答がないため、貴社代理人に対し 2025 年 (令和 7 年) 6 月 19 日付書面でご回答を督促したところ、同年 7 月 3 日付「ご連絡」 (添付) を受領しました。

そこで、同書面 (添付「ご連絡」) に記載されていること及び貴社の現状について確認致したく、以下の点についてお問い合わせ致します。つきましては、これに対するご回答を、本書到達後 1 ヶ月以内を目途に、当団体宛書面にて頂きたいようお願い申し上げます。

(1) 現在、貴社は損害保険申請サポート契約業務 (契約勧誘・契約締結・代金報酬金の請求等) を行っていますか。

現在業務を行っていないという場合、いつ頃から当該業務を行っていないのですか。

(2) 今後において、当団体が問題とした条項 (第 6 条報酬金、第 8 条中途解約清算金) を含む利用規約を使用しますか。

(3) 貴社代理人の書面に記載されているように、損害保険申請サポート契約業務については、「廃業している」と理解してよろしいでしょうか。

以 上